

改正点と実務のポイントを学ぶ

改正！個人情報保護法対応講座

日時 平成29年 **6月6日(火)** 13:30~17:00

会場 広島商工会議所 2階 202号室
広島市中区基町5-44 ※駐車場・駐輪場はありません。

対象 総務、情報システム、営業部門等担当者など

参加料 会員(広島商工会議所) 5,140円、一般 10,280円
※テキスト代・消費税を含みます。

申込方法

参加申込書によりFAXまたは郵送にてお申込みください。講座実施日の2週間前より順次、受講証と請求書を参加者にお送りいたします。ご送付いたします請求書及び振込用紙により、指定期日までに本所あて参加料をお振込みください。※会場定員数に到達次第、申込受付を終了いたしますので、お早めにお申込みください。

講師

牛島総合法律事務所

弁護士

影島 広泰 氏



◆プロフィール◆

1998年一橋大学法学部卒業。2003年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。ITシステム・ソフトウェアの開発・運用、個人情報・プライバシー、ネット上のサービスや紛争に関する案件を中心に、企業法務の第一線で活躍している。わかりやすく、ポイントを押さえた指導・解説には定評がある。日本経済新聞社「企業が選ぶ弁護士ランキング 2016年情報管理部門の企業が選ぶランキング」2位。情報化推進国民会議本委員。

お問合せ・お申込先

広島商工会議所 中小企業振興部 人材開発チーム 田上
〒730-8510 広島市中区基町5-44
TEL(082)222-6691 FAX(082)222-6006
E-mail:hiroshima@hiroshimacci.or.jp

1. 総論

- ・小規模事業者(取り扱う個人情報が5000人以下)への適用拡大の影響
- ・個人情報保護委員会とは
- ・新しく導入された罰則とは

2. 「個人情報」の定義の明確化

- (1)「個人情報」の概念の変更
 - ・法人の情報は個人情報?
 - ・個人情報に新たに含まれることになった「個人識別符号」とは何か
- (2)「要配慮個人情報」の新設
 - ・健康診断の結果は「要配慮個人情報」か?
 - ・要配慮個人情報を取扱う場面、要配慮個人情報の取扱い方法

3. 個人情報の取得に関する規制

- (1)利用目的の特定と通知等
 - ・「できるかぎり特定」とはどの程度のことなのか
 - ・通知・公表と明示の違いとは

4. 個人情報の利用に関する規制

- ・利用目的の変更に関する規制(改正のポイント)

5. 個人データの保管・管理に関する規制

- (1)ガイドラインの下での安全管理措置
 - ・中小規模事業者の軽減措置とは
 - ・6つの措置の具体的な対応
- (2)個人データの消去

6. 第三者提供に関する規制

- (1)本人同意の原則とは
- (2)オプトアウトの規制強化
- (3)トレーサビリティ
 - ・提供「する」側が負う義務
 - ・提供を「受ける」側が負う義務とは
 - ・取得の経緯をどのように確認するのか?
- (4)外国にある第三者への個人データの提供
 - ・「外国にある」とは
 - ・契約書・覚書による対応
 - ・APECのCBPRを利用したグループ内での情報共有

7. 「匿名加工情報」の新設

- (1)「匿名加工情報」の加工方法と取扱い
- (2)「今月の新規顧客は50名です」という情報は匿名加工情報になるのか?

FAX 082-222-6006 改正！個人情報保護法対応講座 参加申込書

会社	名称			
	所在地	〒 -		
	TEL	() -	FAX	() -
	ご担当	※ご記入がない場合、参加者に受講票・請求書を発送いたします		
	業種			
備考	会員(広島商工会議所) ・ 一般(該当を○印)			

氏名	所属部署	役職
参加料(@ 円) × (名) = (¥ 円)		

※本申込書にご記入いただきました情報は、本事業における本人確認、参加者名簿・参加料請求書・受講証の作成、本所からの各種連絡・情報提供のために使用いたします(HP)